

第30回GP工場交流会

2017年4月27日 開催

一般社団法人 日本印刷産業連合会

テーマ:

産業廃棄物の適正な処理委託に関する留意事項

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

特定行政書士 北村 亨



1. はじめに

印刷会社から排出される廃棄物には、一般廃棄物、産業廃棄物、又は専ら物の扱いが出来る物、有価で取引されるもの等と多種多様です。

現行の廃棄物処理法を基準に、処理の意味、範囲、特例、限界と問題点、法規制の内容などに触れてみたい。

印刷会社の事業から出る廃棄物の処理

- ①紙くず類、②廃インキ缶、③廃プラスチック類、
- ④廃油類、⑤有価物、⑥合わせ産廃



2.紙くず

- 1.印刷会社から出る「紙くず」は、廃棄物処理法にて業種指定の産業廃棄物の「紙くず」に区分されている。
 - ・紙くずは、法の上で専ら物の扱いが適用され、その取り扱いには、廃棄物処理法にて「許可不要」とされている。
- 2.紙くずの許可不要の対象は、収集運搬業、処分業、保管
 - ・積替えも含めて。一般廃棄物、産業廃棄物ともに。
- 3.ただし、当該「紙くず」が古紙回収・資源化業者にて引き取られる場合という前提条件がある。
- 4.同じ紙くずであっても、清掃工場にて焼却された場合は、産業廃棄物または一般廃棄物としての処理となる。



3. 紙くず（専ら物）の例外扱い = 【禁忌品】

(1) 印刷会社から出る紙くず類で「専ら物」から除外の物。

・古紙回収にて「禁忌品」と呼ばれている「紙くず」

①のり付きのシール紙

②ビニールコーティング紙、

③合成紙など

(2) 例外扱いの理由は。

製紙原料として資源化されない場合は法的特例から除外

(3) 禁忌品の行方

古紙回収業者にて、選別、分別された後に、市又は区の焼却施設にて搬入処理（持込処理料金を支払う）



4. 廃インキ缶

◎廃インキの性状、成分は、次の通り
缶に残留するインク類の処理に注意

- ①廃油：油性のインクであり、処理は焼却か？
有機溶剤系のインキの場合は火気厳禁、要密閉保管。
容器には、その旨（火気厳禁）を表示する。
爆発事故などの原因になるので、取り扱いには注意
- ②廃プラスチック類：石油を原料にしており、処理は焼却
長期間放置すると、固形化する。処理は容易である。
- ③汚泥：粉体状のトナーなどが該当。粉体爆発も想定
取り扱い注意。専門回収業者も有り。



5.廃プラスチック類

印刷会社から出る廃プラスチック類は、次の通り（推定）

①梱包容器：

ビニール袋、PPバンド、パレット類、容器類
種別にコンテナ等にて分別すれば、資源化処理可能

②印刷材料：

ポスターなど屋外宣伝には、紙より優位。
廃プラとして分別すれば、RPF（固形化燃料）の原料。
紙くずに混入、又は混合して排出するとトラブルの元
廃プラは専ら物の対象にはならない。産廃物そのもの。

③廃インキ類：産廃物として委託処理



6.廃油

印刷会社から発生する廃油は、次の通り

- ①作動油・潤滑油：印刷機械を作動させるためのもの
- ②軽油類：フォークリフト等の燃料、エンジンオイル等
- ③廃インク類：有機溶剤系、その他

廃油を保管する場合は、種類ごとに分けて保管する。
何でもかんでも一緒に混合させて保管しないこと。

廃油の多くは、再生の可能性がある、分けることにより
容易に再生する。火災、爆発の事故防止にもなる。



6.有価物の扱い

①廃棄物処理法の適用から除外

印刷会社から発生する物で有価にて売却した物は全て。

◎産廃処理の委託契約書の締結が不要、

◎マニフェスト伝票の交付不要

②有価で取引、売却した証明が必要

◎売買契約書、納品書、受領書、などのアリバイ証明書

③逆有償の物の扱い

◎当該物は有価で売却したが、納品のための輸送費が有価売却代金を上回る場合。

→廃棄物処理法上は輸送費は処理費に含まれる。

特例：当該物が資源化再生目的の場合は容認規定あり



7. 合わせ産廃とは

「合わせ産廃」とは、

- ① 廃棄物処理法が成立した時点では、各市町村にて、あらゆる廃棄物（一廃、産廃）を受け入れ処理していた。
- ② 急に産廃を受け入れ処理しないと地域の産業が成り立たない事情を考慮した。事業の継続性を考慮。
- ③ 各自治体では、一般廃棄物の他に「産業廃棄物」も受入れ処理を容認する緊急避難的妥協の産物の考え方である。
- ④ 受入れ処理ができる規定であり、処理能力次第である。各自治体にて取り扱いが異なる。
- ⑤ 事業系廃棄物については、基本が合わせ産廃の扱い。



8.ある処理業者の行政処分事例

◎東京都の行政処分（2017.03.23付け）

①行政処分の内容：事業停止30日

②処分を受けた業者：2業者

- ・古紙回収業者（再生事業者登録）・・・H社
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物処理業者・・・A社

③処分経過：

東京都の清掃工場に、一般廃棄物（紙くず）と偽って産廃の廃プラスチック類を継続的に搬入していた。

④処分理由

印刷会社から産廃のマニフェスト伝票の交付を受けずに産廃を引き受けた。これは引受禁止違反に該当。



9. 量が少ないからと言われて、本来有価物扱いの古紙の引き取り運賃を取られて、最終的には支払額が発生した場合は産廃扱いですか？

マニフェストが必要ですか？

回答：有価売却といえども、輸送費の負担のために差し引き支払額が発生した場合（逆有償の場合）には、輸送費も処理費を構成するために、有価物ではなく廃棄物であるとの法令の解釈がある。廃掃法の本則的な考え方です。ただし、古紙は産業廃棄物に該当せず、マニフェスト伝票は必要としない。



10.古紙資源化業者と専ら業者との違いはありますか？

回答：古紙資源回収業者と専ら物業者との違いは、専ら物業者の方が、事業範囲が古紙以外の品目（古繊維、空き瓶、金属くず）も取り扱えることです。



11.専ら業者は登録さえすれば、古紙、びん、金属、古繊維は取り扱えますか？

回答：専ら物業者は、専ら物を取り扱うに当たっては許可不要の扱いです。それ自身の登録制度はない。

ただし、専ら物業者及びその他資源化事業者を対象にした「再生事業者登録」の制度があります。

専ら物とは、資源化を目的とした4品目限定の名称。

再生事業者登録には、取扱品目の指定が必要。

専ら物以外の廃棄物を指定登録も可能。

プラスチック類、木くずの再生事業者も登録あり。



12. 業者の登録証のコピーを要求して覚書は締結の必要はありますか？

回答：再生事業者登録証は、事業の証明にすぎません。覚書は、簡便な契約書の一つです。

取扱う物が、廃棄物由来であるため、登録証のコピーとは別に契約行為が必要ではないでしょうか。

廃棄物処理法では、専ら物は許可不要として特例扱いをしていますが、契約行為については、正式の処理委託契約書でなくとも、簡便な契約書（又は覚書）を取り交わすことが望ましいとして推奨です。



13.専ら業者が引き取り代金を請求することはありませんか？

回答：専ら物とは、必ずしも有価取引を前提にする物ではない。有価取引される物であれば、廃棄物には該当しません。資材、商品です。

専ら物は、有価取引すれすれのボーダーラインに位置する物で、これらの物の資源化を促進する政策的な目的により、特例扱い（廃棄物扱いの免除）がされています。

実際には、通常の廃棄物処理費よりは低額の代金にて引き取る仕組みではないでしょうか。中にはゼロ円にて引き取るケースがあるかもしれませんが。



14.排出業者は産廃契約を収集・運搬業者のみならず
中間処理業者、第二の収集運搬業者及び 最終処分
業者と各々と契約する必要がありますか？

回答：排出者は、第一の収集・運搬業者 および中
間処理業者とそれぞれと契約をする義務があります。

第二の収集運搬業者、最終処分業者との契約は必
要ありません。

法令でも一次処分以降の運搬、最終処分の契約は
中間処理業者の義務としております。



15. 第一次収集・運搬業者の契約書に処理フローが書かれていて、第一次収集・運搬業者が各処理会社と締結していれば良いですか？

回答：その通りです。

ただし、契約書の二次処分先の処理業者名と処理施設の場所、処理方法まで記載した別紙が、契約書に添付してあるか確認してください。



16. 特別管理産業廃棄物かどうかの判断は収集運搬業に任せてしまっても大丈夫ですか？

回答：特管物の判断は、排出者が分析等により判断すべきものです。排出事業者の処理責任の範囲です。

廃棄物データシート（WDS）制度は、排出者が必要事項を記載して収集運搬業者に交付する制度です。



17.W D S には特管の記載欄があり、業者が引き取る際のタンクの P H が基準内であれば 普通産廃の処理で良いですか？

回答：特管物の判断は、P H だけではありません。他の有害物質が含有している場合もあります。特管物を示す分析表を添付する必要あり。

W D S にて特管物とするなら、P H が基準値内でも特管物として処理を委託するのが原則です。



18. 普通産廃と特管との引き取り費用には 差がありますか？

回答：特管物とは、「爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有する物」と位置付けられております。

そのため、保管方法、運搬方法、処分方法まで具体的に指示されているものもあります。

このことにより普通産廃とは引き取り費用が大きく異なります。



19. 強アルカリと酸性を混ぜて中和して排出しても良いですか？

回答：強アルカリと酸性の液体を混合すれば中和されます。中和されたもの（PH7）として委託するのであれば、混合された液体を十分に攪拌したのち、PH検査をして、そのPH値を添えて業者に処理を委託すること。中和しただけで、そのまま下水道等に放流することは水濁法の問題が発生します。

他の有害物質の含有も想定されますので、中和処理後の液体であっても、許可のある処理業者に処理を委託することをお勧めいたします。



付記： 自己紹介

- ①経歴：
- ・昭和42年4月～ 東京都清掃局、環境局で廃棄物関連（一廃、産廃、埋立管理）担当
 - ・平成12年4月～ 品川区に派遣（東品川清掃作業所長）
 - ・平成14年4月～ 東京都環境局にて産廃Gメン（不法投棄対策）
 - ・平成14年12月～ 高俊興業(株) 企画開発部長、社長室取締役、顧問など 現在は退任
 - ・平成21年2月～ 東京都産業廃棄物協会 専任相談員（14ヶ月）
 - ・平成21年6月～ 行政書士登録、産廃コンサル業を開業
 - ・平成28年11月～ 特定行政書士資格 取得、登録 現在に至る

- ②資格：
- ・ 行政書士【東京都行政書士会 登録】 /
 - ・ 一般財団法人 日本環境衛生センター 専任講師 /
 - ・ 環境カウンセラー【環境省登録】 /
 - ・ 一般社団法人 廃棄物資源循環学会 会員（行政研究部会所属）

③事務所住所： 〒164-0001 東京都 中野区 中野 4-6-10 富士コーポラス 1B

④電話： 03-5942-8295 FAX：03-5942-8296

⑤メールアドレス： consult.kita@sky.plala.or.jp

⑥ホームページ： <http://www.consult-kita.com/> 産廃コンサル 北村 検索

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

